

中山義秀全集

第四卷



壽永の春

露命

松永彈正

故里の土 他

新潮社版

中山義秀全集

第四卷

新潮社版



© Tetsuya Akada, Reiko Yamamoto and
Himeko Nakayama, 1971. Printed in Japan.

中山義秀全集 第四卷

發行 昭和四十六年十一月十日
セツト版 昭和五十一年八月三十日

セツト定価 二七〇〇〇圓

著 者 中 山 義 秀

發行者 佐 藤 亮 一

發行所 株式會社 新潮社

東京都新宿區矢來町七一、電話
業務東京二六六一五一、編
集二六六一五四、郵便番號
一六二、振替東京四一八〇八

印刷所 塚田印刷株式會社
製本所 神田加藤製本

嵐丁・落丁本は、御面倒ですが小社
通信係宛御送付下さい。送料小社負
擔にてお取替へいたします。

中山義秀全集第四卷 目次

原田甲斐

セ

日本の美しき侍

二四

壽永の春

四三

賸金づくり

六

春風秋雨

一五

天保の妖怪

一四

草の春

一六

血を噴く新月

一〇〇

世を美しく

二〇

秋の蝶

三三

露命

三三

天堂に昇つた女

二六

北條早雲

三〇六

松永彈正

三四八

最後の演技

四〇七

凡將の裔

四二〇

風に吹かれる裸木

四三八

物ぐるひ

四八一

さみだれ草紙

四九三

吹雪の涯に

五〇五

白蘭

五二二

明星

五三一

黎明

五四三

風のかよひ路

五五三

故里の土

五六〇

關東狂少年

五七六

孤峭

六二〇

こだま

六二九

土佐兵の勇敢な話

六三六

鷺の爪

六三七

*

解説

大岡昇平

六四一

解題

六四七

中山義秀全集 第四卷

原田甲斐

一

寛文十年の暮もおしつまつた十二月三十日に、仙臺浦谷の領主、伊達安藝宗重のもとへ、江戸幕府から使ひがきた。安藝の訴意を聞きとどけるから、來年二月江戸へ出てこいといふ、老中一同からの口上である。

安藝が二年ごし、ただ一人で必死に運動をつづけてきた彼の宿志が、たうとう達せられたわけだ。

安藝は雪深い奥路の館に、幕府の使者をむかへて胸がせまつた。伊達六十二萬石家の興廢が、こんどの訴訟にかかつてゐる。數十萬の家中の恃も、みなさう感じてゐる。

先々代の伊達藩主、忠宗が亡くなつてから、十三年の歲月がながれてゐる。その間、一年として安穩の時はなかつ

た。

綱宗の不行跡とその隠居。龜千代君の家督相續と、伊達兵部、田村右京の後見。老臣等の勢力争ひとその更迭。それから現在につづく、伊達兵部の専權と家中の騒動。

安藝はこんどの訴訟で、兵部とその一派を、葬りさらうとしてゐる。なるかならぬかは天道次第だが、彼としては決死の覺悟だ。安藝の家來達も、主家と運命をともにするために誓紙血判をとりかはしてゐた。

安藝は出發の三日前、菩提所の圓同寺に、石水和尙をたづねた。和尙は幕府の旗本の子息で、老中板倉内膳正重矩と姻戚關係がある。安藝はこの石水に、板倉へ使ひさせて、訴訟の斡旋をたのんだことがあつた。

安藝は石水に、死後の戒名を乞うた。決死の覺悟で江戸へゆくのであるから、生前にその用意をしておくためである。

石水もその志を悟つて、安藝に問うた。

「劍刃上のこと、是如何」

訴訟にのぞむ心得はどうだ。安藝が答へて、

「法戦場に、勝旗を策す」

戦陣にあつては、勝旗をたてるばかり。石水はそこで、「その意旨、如何」

「無二、また無三」

石水が、最後にきいた。

「いかなか是、生死の大事」

「一跳して直に、如來地に入る」

石水は笑つて、安藝を讀へた。

「至祝至祝」

石水は安藝に、

「見龍院殿德翁收澤居士」といふ法名を、はなむけにした。

安藝は武事のほかに、文學にも通じてゐた。漢詩をつくり、繪もうまい。土佐の畫風をまなび、秋の春日野に在原中將業平が、宮女と忍びあつてゐる、艶な密畫をのこしてゐる。

安藝は舊曆二月二日に、涌谷を出發した。山々や野路に斑ら雪がのこつてゐる、早春の季節である。

安藝は駕籠、家老等は馬にのり、先頭に槍をたて、従士二百數十人が、その前後を護衛してゐる。

その行装の物々しさは、數萬石の諸侯とかはらない。安藝の所領は、二萬三千石たらずである。

出發は朝の七時であつたが、沿道の兩側は江合川の舟渡しまで、見おくりの人々でまつ黒に埋つてゐた。

普通の江戸のぼりとちがふから、群集は地にひさまづき

肅然としてゐる。安藝の心中を考へて、頭をたれながら暗涙をうかべ、堪へずに涙をおとしてゐる者もある。

安藝は六年前から二度まで、不當に領地を隣境にかすめとられた。こんどの訴訟を誘發した、直接の原因はそこにあつた。家中の侍達は安藝に劣らず、そのことを無念に思つてゐる。

行列と群集の上に、急に夕立がおちてきた。雪を消す、春の先觸れの雨である。白い雨脚をひらめかしながら、人も馬もずぶ濡れにしたが、行列はもとより誰もあわて騒ぐ者はない。

雨にうたれながら行列は川を越え、對岸の小山の坂をのぼつてゆく。その間にいつともなく雨脚がうすれ、雲がきれて頭上に青空が見えだした。

安藝は小山の頂に駕籠をとめて、川向うの群集に最後の別れをした。朝日が赫奕と彼の姿を照らしてゐる。

「なんと、吉兆ではないか」

安藝は群集の姿を遠望しながら、背後にひかへてゐる近習達にむかつて、笑顔を見せた。

「十餘年お家の上をおほうてゐた黒雲も、このとほり霽れわたらせたいものぢや」

「御意にござります」

「みなも見送り人達に、挨拶をおくるがよい。公事は、僕の勝ちや」

二百數十人の従兵が、一齊に手をふるゝと、見送り人等も、「わあつ」と聲をあげて、それにこたへる。さきほどの肅然とした氣持は、春の好天をむかへる悦びに、吹きとんでしまつた。

安藝が多勢の従者をひきゐて、江戸へでてくるといふ報らせは、在府の後見や家老をおどろかした。

彼等は公儀の手前、この際行装を簡略にするやう、前もつて安藝に注意してあつた。それにもかかはらず、安藝が過分の人数をひきつれてくるのは、どういふ心得であらう。彼等は老中の稻葉美濃守に、あわてて伺ひを立てた。

「安藝の身代ならば、多くて百人が相應。ことに訴願のため出府してくる身として、五十人か三十人にも遠慮して然るべきかと思はれます。急使を走らせて、餘分の人数を、追ひかへさせませうか」

ところが美濃の返事は、意外に斷固たるものであつた。

「安藝は、囚人ではない。藩主のお爲を名義にしてまゐるとあれば、伊達一門の格式をはるのが當然である。何の憚ることがあらうぞ」

美濃をはじめ他の三人の老中は、伊達家の内情に通じて

ゐた。また安藝が一藩の輿望をになひ、非常な決意で出てくる彼の心を、うすうす推察してゐないでもない。

安藝が多勢の従者をひきつれ、堂々と出府してくるのは、むしろ彼の確固とした信念を證するものではないか。老中はそのやうな眼で、安藝を見てゐた。

しかし、安藝の覺悟は、もつと凄絶だつた。彼が何よりも恐れてゐるのは、幕府の裁斷に手心をくはへられることである。安藝の最後の目標は、後見の一人、伊達兵部宗勝をのぞくにあつた。

兵部は、伊達政宗の末子である。父の死後、兄の忠宗に可愛がられて、一萬石の諸侯になつた。才智のすぐれてゐる點では、一門のうち彼と肩をならべる者がない。

兵部は下馬將軍といはれる時の權力者、酒井忠清にとり入つて、大老の養女を自分の息子の嫁にした。

また兵部の妻は、筑後柳河十一萬石、立花忠茂の妹である。忠茂は忠宗の姉を妻にして、親戚中の有力者だ。その上彼の妻は、秀忠將軍の養女の娘であるから、徳川家とも姻戚關係がある。

兵部はこの二人を背景にして、幼主の後見となり、藩政を思ふままにあやつてゐる。この禍根をのぞかぬかぎり、藩政はあらたまらない。

しかし、兵部を倒すのは、容易なことではなかつた。彼にたてついたり、或ひは機嫌をそこねたために、大身の家がつぶされたり、三族まで悲惨な刑にあつたりしてゐる。安藝自身も兵部を諫言して、兵部から憎まれてゐた。

こんどの訴訟でも、兵部は安藝の私慾から出たやうに、宣傳してゐた。元服して綱基（後の綱村）となつた、十三歳の少年龜千代君までが、

「安藝は慾深爺ちや、悪い奴ちや」

そんな風に云ひふらしてゐる。お守役の家來が、その譯をきいてみると、兵部が吹込んだものであつた。

安藝はこの訴訟がもし、うやむやに終るやうなことがあれば、おめおめと生きて國許へは歸れなかつた。

伊達の總家中が、安藝一人をたよりにしてゐるし、安藝の二人の息子も、あらはに父を激勵してくる。安藝について、江戸へ出てきた家老達にむかつては、

「この訴訟があつかひになるやうだつたら、國へは歸つてくるな。まつすぐ高野山へ、登つてしまへ。仙臺領はもとより、諸國の評判にもやかましくのぼつてゐるこの事件を、立派に解決しなければ、天下の笑ひものになる。たとひ自領の公事に勝つたところで、大敵をそのままにしておいては、一兩年のうちにまた、同様な禍のおこつてくるのは、

眼のあたりだ。その時になつて、臍^{へそ}をかんでも遅い。ぜひ御一人をうち亡ぼすやう、腹を据ゑてたち向へ」

かうした意味のはげしい手紙を、急飛脚で浦谷から送つてよこす。「大敵」とよび「御一人」といふのは、もとより兵部をさしてゐる。

國許からせつかれるまでもなく、安藝も家來も心は同じだつた。そのために、分不相應の人数をつれてきてゐる。敵方の途中の要撃にそなへる、といふのは口實にすぎない。萬一、望みが達せられなかつた場合、安藝は一身一家を犠牲にして、兵部を討ちとる決意であつた――。

二

伊達安藝の一行は、二月十三日、つつがなく江戸へついた。

仙臺、江戸の間は九十五里。はやいのは六、七日で著く。安藝は浦谷から仙臺によつて、政宗や忠宗の廟所に、ぬかづいてきたから遅れた。

安藝は仙臺の上り屋敷、芝愛宕下の片倉小十郎の長屋へはひつた。

取調べは、十六日から始まつた。最初は伊達安藝と隣境、伊達式部との間の地境の問題である。

六年前、安藝と式部の間に、地境について悶著がおこつた。その時は式部の主張をいれて、安藝のはうで譲つた。

龜千代家督相續の時、伊達一門、一家、重だつた家臣一同から、龜千代成人の時まで、

「家中の輩、ならびに領内の仕置き、前々の如くたるべき事」といふ幕府の命令にたいして、血判の神文を入れてある。

紛争をおこせば、幕府の掟にそむくから、安藝が譲つたのである。

すると二年して、式部との間にまた地境の紛争がおこつた。前の時も今度も沼や川にとりまかれた、地境の明白でない濕地帯のためであつた。

安藝は地元の領民をたちあはせ、兩家の間で圓滿に解決しようとしたが、若い式部は承知せずに、この問題を家老達に提訴した。

すると安藝も證據のあることなので、譲れなくなつた。譲れば安藝が問題の土地を、故なく押領してゐたことになる。

家老達はおもてあまして、これを二人の後見に訴へ、後見

も解決がつかなくて、大老酒井忠清の裁斷を仰いだ。

忠清は安藝は年長だから、若い式部に譲れといふ口實で、問題の土地の三分の二を式部へ、三分の一を安藝へ、それぞれ分配することにした。

安藝はこの決定に、不満だつたが、幼君のお爲と云はれて、一時を我慢した。他日、訴へる時があることを、期待したからだ。

ところが仙臺から、地境檢分の役人や目付がやつてきて、實際に境界を決定したところを見ると、安藝にあたへられた三分の一の土地は、さらに四、五分の一に削られてゐる。檢分の役人や目付は、兵部の手下だつた。兵部は安藝を憎んでゐたから、彼等はわざと偏頗な處置をとつたのである。

安藝は激怒した。彼ばかりでなく、二人の息子や家中の侍が、奮起した。彼等が誓紙血判をとりかはしたのは、じつにこの時である。彼等は浦谷二萬三千石の興亡を賭けて、役人の不正と闘はうと決心した。

安藝はただちに三人の國老、柴田外記、原田甲斐、古内志摩に、抗議書を提出した。三人は自領にかかはることではないから、この際多少の不足があつても堪忍するのが、身のため家のためだといふ理由で、抗議書を握りつぶして、

後見に取次がない。

安藝は直接江戸へ使者をおくつて、二人の後見に役人の不正を訴へた。ところが、後見からも返事がない。安藝は春から秋へかけ、押返し押返し五度まで使者をおくつた。

この頑強な安藝の抗議に、二人の後見は當惑して、親戚の立花忠茂と相談のうへ、幕府の三人の申次衆から、安藝を慰諭する手紙を下すことにした。申次衆は老中につぐ、幕府の權威者である。

しかし安藝は、申次衆の慰諭の手紙にも、承服しなかつた。かへつて、「幼君のお爲」にといふ、手紙の文意を楯にとり、こんどは申次衆にたいして、新たに不服を訴へた。彼が申次衆にたいして、送つた覺書の内容は、次のやうな意味のものである。

「檢分や目付の役人が、眼前に不正を行つても、幼君のお爲にならぬから、堪忍せよとはいかなる理由であらうか。かかる不正を矯め、藩政の不義をただしてこそ、幼君のために然るべきではないか。

とくにこの十年來、後見の仕置きをもつて、大勢の人々が糺弾されてゐる。この問題にかぎつて是非を檢索せず、不問にしろとは心得がたい。

また地境の問題は、すでに大老や老中方の耳にも達して、

裁斷が下されてゐる。自分はその裁斷に服したが、他領を不正に押領してゐたわけではない。政宗や忠宗から保證された、たしかな證據がある。

しかるに、なほその上不正を行はれても黙つてゐたのは、いかにも自分方以後暗いことがあるやうで、大老や老中の手前面目が無い。一身を賭しても、この問題の黑白をつけなければならぬ。

さらに役人の依怙を、このまま黙過しておいては、今後ますます彼の惡が増長して、つひには國を傾けるにいたらぬとも限らない。彼等の奸惡を默認して、亡國に導くのが幼君のお爲と云はれようか。

すでに幼君の代になつて以來、僅か十年の間に、政宗、忠宗の代に、數倍し數十倍する、多數の藩士が處罰されてゐる。そのため國中が動搖して、少しも安堵するところがない。これ、藩政の紊亂の證でなくて、何であらう。

自分は國政に參與してゐないので、稅政の實否をただし得なかつたが、こんどの問題で役人共の不正の證據を、たしかに握ることができた。

自分はこれまで國政の紊亂を、耳にすること多かつたけれども、證據がないので訴へることができなかつた。

今これを機會に訴へてゐるのは、區々たる地境の問題で、

官の手数を煩はすのが眼目ではない、自領のことを訴願の種子にして、じつは多年にわたる惡政を糺弾し、奸惡の徒を一掃して、國家の安危を、未然に匡救したいといふのが、自分の切實な念願である。

書狀では委細をつくせないから、どうか自分を江戸へ召喚して、自分の訴願するところを、詳細に御調査願ひたい。自分はこれを、幼君にたいする、最後の御奉公だと思つてゐる」

この覺書で、安藝は本音を吐き、彼の衷情を披瀝した。彼が家老、後見、幕府の要路者を相手に、あくまで屈しなかつたのは、心中かうした信念があつたからであらう。

しかし、この覺書は、またしても途中で押へられた。地境の問題ならばともかく、訴訟が藩政のことにおよんでは、藩の浮沈にかかはると紀憂されたからだ。

安藝はそれで、毎年交替で仙臺へ派遣されてくる、幕府の目付へ、書狀をもつて訴へた。これも途中で、阻止された。目付の周圍には、接待役といふ名目で、兵部一派の者が、監視かたがた付き添つてゐた。

安藝は目付へふたたび、書狀をおくつた。それに返事がなければ、安藝は一門の格式をもつて、直接目付に面會するため、涌谷から仙臺へ出かけてゆく意嚮だつた。奸人ば

らは書狀は阻止できるが、安藝の行動まで掣肘することはできない。

家老達が評議のうへ、安藝の書狀は幕府目付へ提出され、安藝は二人の目付と對談した。目付の一人が、安藝を評して、

「安藝殿は老體ではあり、不條理なことを云ひだすやうな人柄でもない。すこし理窟つばいやうだが、そのほうが却つて幼君のお爲によい。不正の沙汰をむりに堪忍しろといふのは、抑へるはうが無理だ」

目付の老中への申達から、途中に押へられてゐた、安藝の申次衆におくる覺書も、要路者の手にわたつて、安藝はつひに江戸へ呼びだされることになつた。

二度目の地境の悶著をおこしてから、足掛け四年目である。その間に紛爭相手の伊達式部は、この年寛文十年二月、三十一歳の若さで亡くなつた。安藝は五十六歳。

安藝が藩の税政をうつたへて、幕府へ出訴したことは、仙臺の家中を沸騰させた。

これまで黙つてゐた有志の人々が、この機會に乗じて、幕府目付や老中などに、藩の内幕をばくろする。

伊達兵部、原田甲斐、小姓頭渡邊金兵衛、目付の今村善太夫等の一派は、藩の要職をすべて、自分達の縁邊や腹心

の人々で、おさへてゐた。

そして目付や横目を、彼等の耳目や手足にして、きびしく藩士の行動や意嚮を、探り監視してゐる。

少しでも異論をとなへたり、意にさからつた行爲があれば、是非をとはずに處刑した。その数が十年間に、士分の者ばかりで、百名以上に達してゐる。

伊達藩には、馬上の侍だけでも、三千人餘あると云はれてゐた。小藩ならば、百名以上の處罰者を出せば、潰れてしまふが、大藩だからさほど目立たない。

藩の輿論は、兵部派の専權のために、窒息させられてゐた。身の安全を期するには、彼等にくみしないまでも、彼等の意に迎合し、順應せざるをえない。

伊達安藝の出訴は、よどんでゐた水に、出口をあたへたやうなものであつた。屏息してゐた人々は、これで奸人等の不義が世にあらはれ、藩政が革新されるだらうと期待した。

またそれとは反對に、安藝の訴訟が口實となつて、藩が滅封されるか、潰されてしまふであらうと、悲觀する者もある。

元和、寛永以來、福島、加藤、蒲生をはじめ、大小十幾つの大名が、種々の理由でとりつぶされてゐる。伊達もそ

の例に、ならはされるのではないか。

綱宗が吉原通ひをして、二十一歳で隠居させられ、二歳の龜千代が跡をついだ時にも、危機がきた。

伊達兵部は大老の酒井忠清と密議して、仙臺六十二萬石の封地を、分割しようとした陰謀もあつた。伊達領を二分して、その一半の三十萬石を、兵部がとらうとしたのである。

兵部は幼主の後見となつて、三萬石の諸侯となつたが、獨立したものではなかつた。本家の所領を、分ち與へられてゐるにすぎない。

それが彼には、不満だつた。本家をつぶしても、一身の榮達をはかりたい氣持がある。その機會をたえず狙つてゐたところに、騒動の禍根があつた。

安藝の今度の出訴は、かういふ兵部の野心を封じ、藩政を革新して、邦家を萬代の安きに据ゑることができでうらか。

仙臺家中が藩をあげて、一喜一憂してゐるのは、この事であつた。